

PCT

(注意 電子データが原本となります)

VIII-3-1	<p>先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する申立て</p> <p>出願人が優先権主張の基礎とされた先の出願の出願人と同一でない場合、又は先の出願の出願日以後に出願人の氏名又は名称が変更された場合において、以下の先の出願に基づく優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て(規則4.17(iii)及び51の2.1(a)(iii))</p> <p>名称</p>	<p>本国際出願 に関し、</p> <p>以下の事実により、株式会社村田製作所 Murata Manufacturing Co., Ltd. は、先の出願 2018-219964 に基づく優先権を主張する資格を有している。</p>
VIII-3-1 (iv)		<p>2019年 09月 13日 (13.09.2019) 付で、帝人フロンティア株式会社 Teijin Frontier Co., Ltd. から株式会社村田製作所 Murata Manufacturing Co., Ltd. へなされた譲渡</p>

PCT

(注意 電子データが原本となります)

VIII-3-2	<p>先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する申立て</p> <p>出願人が優先権主張の基礎とされた先の出願の出願人と同一でない場合、又は先の出願の出願日以後に出願人の氏名又は名称が変更された場合において、以下の先の出願に基づく優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て(規則4.17(iii)及び51の2.1(a)(iii))</p> <p>名称</p>	<p>本国際出願 に関し、</p> <p>以下の事実により、株式会社村田製作所 Murata Manufacturing Co., Ltd. は、先の出願 2019-211997 に基づく優先権を主張する資格を有している。</p>
VIII-3-2 (iv)		<p>2019年 09月 13日 (13.09.2019) 付で、帝人フロンティア株式会社 Teijin Frontier Co., Ltd. から株式会社村田製作所 Murata Manufacturing Co., Ltd. へなされた譲渡</p>